

対象確認フローチャート

※対象者には原則『支給案内通知書』または『支給要件確認書』を発送しています

令和5年12月1日現在、福岡市に住民登録がある

はい

いいえ

わからない

住民登録がある市区町村にお
問い合わせください

住民登録があると思われる
または本籍地がある市区町村
にお問い合わせください

令和5年1月1日時点で、世帯全員が海外にいた

はい

いいえ

支給対象外です

はい

住民税が課税されている親族等から扶養される者のみ
からなる世帯である

いいえ

はい

世帯の中に、令和5年度**住民税「所得割」が課税**され
ている者がいる

わからない

以下の方法で課税状況をご確認ください

【確認方法】

- ①市民税・県民税特別徴収税額の
決定・変更通知書※1
- ②市民税・県民税納税通知書※1
- ③各区課税課※2（令和5年1月1日時点
で住民登録がある市区町村）

※1 各通知書の見方は、別紙の「課税状況の確認
方法」を参考にしてください。

※2 電話での確認はできません。本人確認書類を
持参の上、窓口でお尋ねください。なお、
回答できる課税情報は、窓口に来所されたご
本人分のみになります。

いいえ

世帯全員の令和5年度**住民税「均等割」が非課税**となっている

はい

いいえ

住民税非課税世帯の手続き
へお進みください

住民税均等割のみ課税世帯
の
手続きへお進みください

住民税非課税世帯の手続き

『支給案内通知書』または『支給要件確認書』が届いている

はい

『支給案内通知書』または『支給要件確認書』を確認してください

いいえ

『申請書』による手続きが必要な場合（住民税非課税世帯 1世帯あたり 7万円）

以下のいずれかに該当する場合は『申請書』を提出することで給付金を受け取れる可能性があります

【単身世帯】

令和5年1月2日以降に市外から福岡市内に転入した

【複数世帯】

令和5年1月2日以降に市外（海外含む）から福岡市内に転入した世帯員がいる

【単身・複数世帯（共通）】

税の修正申告等により、世帯全員の令和5年度住民税「均等割」が非課税となった

※『申請書』は市ホームページからダウンロードまたは各区役所・出張所で入手可能です

支給対象のうち、18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）を扶養している方

『（こども加算）支給案内通知書』または『（こども加算）支給要件確認書』が届いている【令和6年2月27日（火）以降、順次、発送予定】

はい

『（こども加算）支給案内通知書』または『（こども加算）支給要件確認書』を確認してください

※「支給対象となる児童の人数」に含まれていない児童がいる場合は、下記の『申請書（新生児用）』による手続きが必要となる可能性がある場合をご覧ください

いいえ

『申請書（新生児用）』による手続きが必要となる可能性がある場合（こども加算 児童1人あたり 5万円）

以下のいずれかに該当する場合は『申請書（新生児用）』を提出することで給付金を受け取れる可能性があります

令和5年12月2日以降に生まれたこども（新生児）を扶養している

寮に入っている等の理由で別世帯となっている18歳以下の児童を扶養している

※『申請書（新生児用）』は市ホームページからダウンロードまたは各区役所・出張所で入手可能です（令和6年3月11日（月）より配布）

新生児を扶養している世帯への「こども加算」分のみ、提出期限は令和6年8月31日（土）【消印有効】となります

住民税均等割のみ課税世帯の手続き

『支給要件確認書』が届いている
【令和6年3月11日（月）発送予定】

はい

『支給要件確認書』を確認してください
※「支給対象となる児童の人数」に含まれていない児童がいる場合は、下記の『申請書（新生児用）』による手続きが必要となる可能性がある場合をご覧ください

いいえ

『申請書』による手続きが必要な場合（住民税均等割のみ課税世帯 1世帯当たり 10万円）
以下のいずれかに該当する場合は『申請書』を提出することで給付金を受け取れる可能性があります

【単身世帯】

令和5年1月2日以降に市外から福岡市内に転入した

【複数世帯】

令和5年1月2日以降に市外（海外含む）から福岡市内に転入した世帯員がいる

【単身・複数世帯（共通）】

税の修正申告等により、世帯全員の令和5年度**住民税「所得割」が非課税**となり、世帯のうち少なくとも一人の**住民税「均等割のみ」が課税**となった

※『申請書』は市ホームページからダウンロードまたは各区役所・出張所で入手可能です
（令和6年3月11日（月）より配布）

『申請書（新生児用）』による手続きが必要となる可能性がある場合 （こども加算 児童1人当たり 5万円）

以下のいずれかに該当する場合は『申請書（新生児用）』を提出することで給付金を受け取れる可能性があります

令和5年12月2日以降に生まれたこども（新生児）を扶養している

寮に入っている等の理由で別世帯となっている18歳以下の児童を扶養している

※『申請書（新生児用）』は市ホームページからダウンロードまたは各区役所・出張所で入手可能です
（令和6年3月11日（月）より配布）

**新生児を扶養している世帯への「こども加算」分のみ、
提出期限は令和6年8月31日（土）【消印有効】となります**